

財務省、文部科学省、厚生労働省、  
○農林水産省、経済産業省、国土交通省、告示第一号  
環境省、防衛省

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年

内閣  
文部科  
農林水  
国土交

府、財務省、  
学省、厚生労働省、  
産省、経済産業省、  
通省、環境省  
（令第一号）第五条第一項並びに第八条第一項及び第二項の規定に基づき、各項の事由並

びに財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び  
防衛大臣が定める期限を次のように定める。

令和二年六月十二日

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

防衛大臣 河野 太郎

## 1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

## 2 財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が定める期限

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第五条第一項の規定により令和二年度に提出して行わなければならない届出及び同規則第八条第一項又は第二項の規定により令和二年度に提出して行わなければならない対応化学物質分類名への変更等の請求の期限は、令和二年

七月三十一日とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。